

広報

ななか



2025. 7

No.234

まちのようす

人口	6,911人
男性	3,334人
女性	3,577人
世帯数	3,591戸

(令和7年5月末現在)

きとうこども園 七夕笹飾り

那賀町の公式LINEはこちら！
「友だち登録」で町から届く情報をチェック♪



広報ななかはWebでもご覧いただけます
那賀町公式ホームページ▶▶▶▶▶



今月の主な内容

- ・町制20周年記念式典の開催について P3
- ・令和7年度那賀町職員採用試験案内 P4~P6
- ・ななか文芸（第21集）作品募集について P21



マチを好きになるアプリ





祝 町制20周年記念式典の 開催について

那賀町は平成17年3月1日に3町2村が合併して誕生し、今年、町制20周年を迎えました。これを記念し、次のとおり町制20周年記念式典を開催します。どなたでも参加いただけますので、皆様のご来場をお待ちしております。

**参加
無料**

開催日 令和7年8月31日(日)

会場 とくぎんトモニアリーナ那賀(那賀町総合体育館)

内容

- 9:00～ 町制20周年記念式典
式辞・来賓祝辞・功労者表彰等
- 10:15～ 佐藤弘道氏による記念講演
『こどもたちの未来のために今できること』
- 11:15～ 那賀町こども園園児によるダンス
ひろみちお兄さんとみんなで体操
お菓子投げ
- 12:40 終了予定



体操に参加いただける方は、屋内用シューズをご持参の上、動きやすい服装でお越しください。



ぜひご来場ください!

佐藤 弘道 氏

日本体育大学体育学部卒業。
1993年4月よりNHK Eテレ「おかあさんといっしょ」第10代体操のお兄さんを12年間、2005年4月より「あそびだいすき」を3年間務め、計15年間教育番組にレギュラー出演。
・弘前大学大学院医学研究科博士課程修了 医学博士



当日ご来場いただいた方に、記念品を用意しております。
※数に限りがありますのでお早めにご来場ください!

当日は送迎バスの運行を予定しておりますのでご利用ください。希望される方は8月8日(金)までに役場又は各支所まで連絡をお願いします。※各支所発着予定

お問い合わせ先 那賀町役場総務課 TEL 0884 - 62 - 1121

7月20日(日)は 参議院議員選挙の投票日です

私たちにとって住み良い町、有権者の意志が反映されたより良い町の実現のため、来る7月20日には、棄権することなく必ず投票しましょう。

**投票には、期日前投票開始日頃に郵送します『投票所入場券(はがき)』をご持参ください。
入場券到着前や、もしお忘れの場合でも、投票できます。**

【投票日時】 令和7年7月20日(日) 午前7時から午後6～8時

投票区名	投票所	投票時間
中山	中山公民館1階 ホール	午前7時～午後8時
和食	鷲敷中央公民館1階 第3会議室	
小仁宇	上小仁宇会館	
阿井	阿井公民館ホール	午前7時～午後7時
相生第一	もみじ川ふれあい館	
相生第二	平野体育館	
相生第三	相愛館	
相生第四	相生雄公民館	
相生第五	保健センター2階 保健指導室	午前7時～午後6時
小浜	役場上那賀支所1階 会議室	
平谷	上那賀合同出張所	
海川	海川集会所(旧海川小学校)	
木沢	木沢総合防災センター	
出原	出原集会施設	
和無田	木頭中央公民館1階 講義室	
北川	北川体育館	

期日前投票 選挙当日、仕事や旅行などで町内にいない場合、次の期間・場所で期日前投票ができます。

【期日前投票の期間】 令和7年7月4日(金)～7月19日(土)

期日前投票所名	投票時間	投票のできる方
那賀町役場	午前8時30分～午後8時	投票区に関係なく、いずれの期日前投票所でも投票できます。
相生庁舎		
上那賀支所	午前8時30分～午後7時	
木沢支所		
木頭支所		

不在者投票 徳島県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどの施設に入院・入所している方は、その施設内でも不在者投票をすることができます。事前に病院・施設にお申し出ください。

お問い合わせ先 那賀町選挙管理委員会事務局 TEL 0884 - 62 - 1121

薬 剤 師	大 学 卒業程度	昭和51年4月2日以降に生まれた者で、薬剤師の免許を有する者または令和8年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者
看 護 師 / 准 看 護 師	短期大学 卒業程度	昭和51年4月2日以降に生まれた者で、看護師または准看護師の免許を有する者または令和8年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者
保 育 教 諭	短期大学 卒業程度	昭和51年以降に生まれた者で、保育教諭の免許を有する者または令和8年3月31日までに当該免許を取得する見込みのある者
学 芸 員	大 学 卒業程度	平成元年4月2日以降に生まれた者で、学芸員の資格を有する者または令和8年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者
臨 床 検 査 技 師	短期大学 卒業程度	昭和51年4月2日以降に生まれた者で、臨床検査技師の免許を有する者または令和8年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者

※「卒業程度」とは、試験の程度を示すものであり、学歴を受験資格とするものではありません。

☆ 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 那賀町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- (4) 幼稚園教諭の免許を有する者については、上記(1)～(3)に加え、学校教育法第9条各号のいずれかに該当する者
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられた者
 - イ 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当し、当該免許状の失効の日から3年を経過しない者
 - ウ 教育職員免許法第11条第1項から第3項の規定により当該免許状取り上げ処分を受け、3年を経過しない者

3. 試験の日時及び試験場

試験区分	試験日時	試験会場
第1次試験	令和7年9月21日(日) (1)開場時間：9時00分 (2)試験時間：10時00分から	那賀町地域交流センター (徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1) ※那賀町役場本庁舎の隣です。 ※駐車場はあります。 ※試験区分によって試験終了時間は違います。
第2次試験	令和7年10月下旬以降（日時及び場所は、1次試験合格者に通知します。）	

4. 試験の方法及び内容

- (1) 第1次試験及び検査は、次のとおり行います。

試験種目	時間	方法及び内容
教 養 試 験 (全職種)	10時00分から 12時00分まで	公務員として必要な一般知識（社会、人文、自然）及び知能（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈）について、高等学校卒業程度の択一式による筆記試験を行います。
事務適性検査 性格特性検査 職場適性検査 (一般事務、理学療法士、薬剤師、学芸員、臨床検査技師)	13時00分から 14時10分まで (70分)	事務職員としての適応性について、正確さ・迅速さ等の作業能力の面から見る検査／公務員に求められる資質について、性格特性を見る検査／公務員としての職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係面での性格特性を見る検査

令和7年度

那賀町職員採用試験案内



受付期間 令和7年7月8日(火)～令和7年8月5日(火)

第1次試験日 令和7年9月21日(日)

- (1) 申し込みは、「電子申請」「郵便」「持参」のいずれかにより行ってください。
- (2) 郵便による申し込みは、8月5日までに総務課に到着したものに限り受け付けます。
- (3) 受付期間経過後の申し込みは、一切受付いたしませんので十分注意してください。
- (4) 自然災害等により、試験日程等を変更する場合は、那賀町のホームページでお知らせいたします。



1. 試験区分、採用予定人員及び職務の内容

- (1) 申し込みできる「試験区分」は一つに限ります。
- (2) 申し込み後は、「試験区分」の変更はできません。 ※採用予定人数は変更になる場合があります。

試験区分	採用予定人員	職務の内容
一般事務 （障がい）	高等学校 卒業程度 7～8名 程 度	那賀町において、一般行政事務に従事します。
理学療法士	短期大学 卒業程度 若 干 名	那賀町において、理学療法士の業務に従事します。
薬 剤 師	大 学 卒業程度 若 干 名	那賀町において、薬剤師の業務に従事します。
看 護 師 / 准 看 護 師	短期大学 卒業程度 若 干 名	那賀町において、看護師の業務に従事します。
保 育 教 諭	短期大学 卒業程度 1名程度	那賀町において、保育教諭の業務に従事します。
学 芸 員	大 学 卒業程度 1名程度	那賀町において、学芸員の業務または一般行政事務に従事します。
臨 床 検 査 技 師	短期大学 卒業程度 1名程度	那賀町において、臨床検査技師の業務に従事します。

2. 受験資格

試験区分	受 験 資 格
一般事務	平成元年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者
一般事務 (障がい)	高等学校 卒業程度 平成元年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者で、受検申込日及び受検日当日において有効である次に掲げる手帳等の交付を受けている者 ①身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障がいの者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障がい者有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障がいについては、指定医によるものに限る） ②精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律第45条に定める精神障がい者福祉手帳 ③都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療養手帳若しくは児童相談所、知的障がい者更正相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障がい者職業センターによる知的障がい者であることの判定書
理学療法士	短期大学 卒業程度 平成元年4月2日以降に生まれた者で、理学療法士の免許を有する者または令和8年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者

令和7年度 那賀町の介護保険料について

65才以上の方は、「第1号被保険者」として、健康保険料とは別に、個人ごとに介護保険料を負担いただくこととなります。この介護保険料は介護保険事業計画に基づき、3年ごとに見直します。(令和6年度～令和8年度)

単位：円

所得段階	対象となる方	算定割合 (基準保険料×)	年額 保険料	(参考) 月額保険料
第1段階の方	・生活保護受給者の方 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80.9万円 以下の方	0.285	24,224	2,019
第2段階の方	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80.9万円 超120万円以下の方	0.485	41,223	3,435
第3段階の方	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	0.685	58,222	4,852
第4段階の方	世帯に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税であり、かつ前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80.9万円 以下の方	0.90	76,496	6,375
第5段階の方	世帯に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税であり、かつ前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80.9万円 超の方	基準 保険料	84,996	7,083
第6段階の方	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	101,995	8,500
第7段階の方	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	110,495	9,208
第8段階の方	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	127,494	10,625
第9段階の方	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.70	144,493	12,041
第10段階の方	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.90	161,492	13,458
第11段階の方	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.10	178,492	14,874
第12段階の方	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.30	195,491	16,291
第13段階の方	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	2.40	203,990	16,999

- ・第1～3段階の保険料は、公費負担により保険料額が軽減されています。
- ・第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、給与所得の金額から10万円を控除する措置を行います。
- ・第1～2、4～5段階記載の80.9万円は昨年までの80万円から変更となっております。

問い合わせ 那賀町役場保健医療福祉課 介護保険担当 TEL 0884-62-1141

保育教諭専門試験 (保育教諭)	13時00分から 14時30分まで (90分)	保育教諭としての知識(保育心理学や保育原理・保育内容等)や能力の資質を備えているかを見る検査
看護師専門試験 (看護師)	13時00分から 13時50分まで (50分)	看護師としての適応性、資質、能力及び対人関係から見る適正検査

(2) 第2次試験は、第1次試験の合格者に対して、さらに職員としてふさわしい人物を選抜するために、次のとおり行います。

試験種目	方法及び内容
作文試験(全職種)	公務員として必要な一般的な課題について、課題に対する理解力、論理性、文章による表現力等を有するかどうかを見るための試験を行います。
口述試験(全職種)	主として、人柄や性格などを見るため、個別面接を行います。

5-1. 受験手続(申込用紙による場合)

(1) 申込用紙 **(ホームページからダウンロードを推奨します。)**

申込用紙は、郵送による請求または那賀町ホームページからのダウンロードにより入手できるほか、那賀町役場窓口でも配布しています。郵送により請求する場合は、封筒の表に「**職員試験請求(試験区分〇〇〇〇)**」と**朱書**し、返送先を記入し、140円切手を貼った返信用封筒(A4用紙を折らずに封入できるもの)を必ず同封してください。

(2) 受験申込先

那賀町役場総務課宛(〒771-5295 徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1)

(3) 提出方法

ア：郵便による申込みの場合は、封筒の表に「**試験申込(試験区分〇〇〇〇)**」と**朱書**し、必ず「**書留郵便**」により申込み期日(必着)までに到着するよう、郵送に要する期間を踏まえ那賀町役場総務課宛に送付してください。

この場合は、受験申込書の郵便はがきに宛先を記入し、85円切手を必ず貼ってください。

イ：持参する場合は、申込受付期間内の執務日(土日・祝日を除く)の午前8時30分から午後5時までに那賀町役場総務課へ提出してください。

(4) 提出書類

職員採用試験申込書1部(所定の申込様式を使用すること。)一般事務(障がい)に申し込む場合は、申込書(別紙1)をあわせて提出してください。

5-2. 受験手続(インターネットの申込フォームによる場合) **推奨**

(1) パソコン又はスマートフォンなどで、那賀町ホームページから申込フォームへアクセスしてお申し込みください。インターネットの申込フォームによる申込みの流れや注意事項については、ホームページ掲載の「**令和7年度那賀町職員採用試験案内**」をご確認ください。

入力前に、@logoform.jp及び@naka.i-tokushima.jpからのメールを受信できるよう設定をお願いいたします。

※身体に障がいがあるなど、試験場において配慮を必要とする場合は、受験申込みの際に那賀町役場総務課に申し出てください。

6. その他

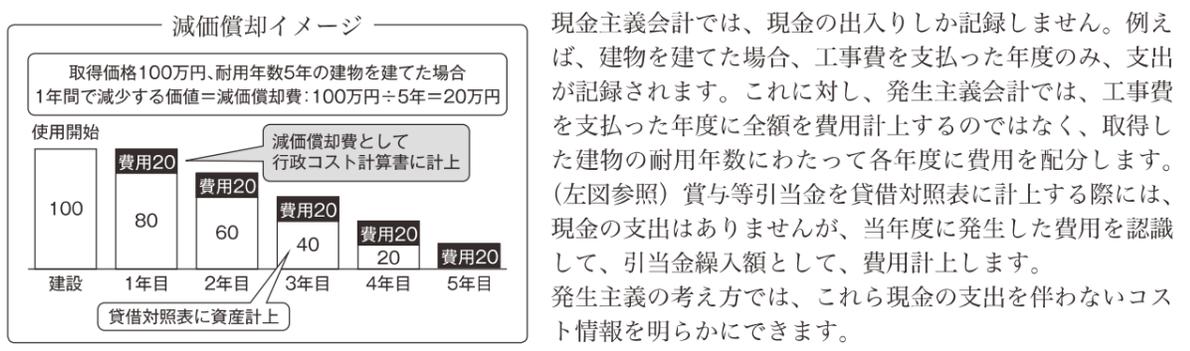
この試験についての問い合わせは、那賀町役場総務課(TEL 0884-62-1121)へ連絡してください。

解説

貸借対照表

資産の部には那賀町が保有する資産が計上されています。負債の部に計上されている退職手当引当金は年度末に全職員が普通退職した場合の退職手当支給見込額です。また、賞与等引当金は、翌年度に支払うことが予定される期末勤手当等のうち、当年度の負担相当額です。発生主義の考え方では、これら歳入歳出決算書では見えない資産・負債についても把握できます。

行政コスト計算書



純資産変動計算書

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産が1年間でどのような要因で増減したかを表すものです。本年度末純資産残高は貸借対照表の純資産合計と一致します。1年間の純行政コストと税収や国県等補助金などの一般財源等を対比させコストが賄われたのかを明らかにするほか、純資産の変動要因を表示しています。

資金収支計算書

資金収支計算書は、現金主義による官庁会計の現金収支を3つの活動区分に分けて表したものです。(A)業務活動収支では、日常的な行政サービスに対するお金の出入りが、(B)投資活動収支では、道路、学校などの工事や基金の積立て・取崩しにかかったお金の出入りが、(C)財務活動収支では、地方債の返済や借入のお金の出入りがわかります。

作成対象とする範囲

財務書類の対象となる会計(団体)は、一般会計等、全体、連結となります。他団体との比較は、一般会計等となることから、一般会計等の区分で財務書類の分析を行いました。

連結会計

全体会計	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 一般会計 ■ ケーブルテレビ事業特別会計 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国民健康保険事業特別会計 ■ 国民健康保険診療所事業特別会計 ■ 介護保険事業特別会計 ■ 後期高齢者医療特別会計 ■ 工業用水道事業会計 ■ 那賀町立上那賀病院事業会計 ■ 簡易水道事業特別会計 ■ 集落排水事業特別会計
<ul style="list-style-type: none"> ■ 老人ホーム福寿荘組合 ■ 徳島県市町村総合事務組合一般会計 ■ 徳島県市町村総合事務組合 滞納整理機構特別会計 ■ 徳島県市町村議会議員公務災害補償等組合 ■ 徳島県後期高齢者医療広域連合 一般会計 ■ 徳島県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療事業会計 ■ 株式会社きとうむら ■ なかよし電力株式会社 	

住む人 来る人に魅力いっぱいのまち

那賀町の財務

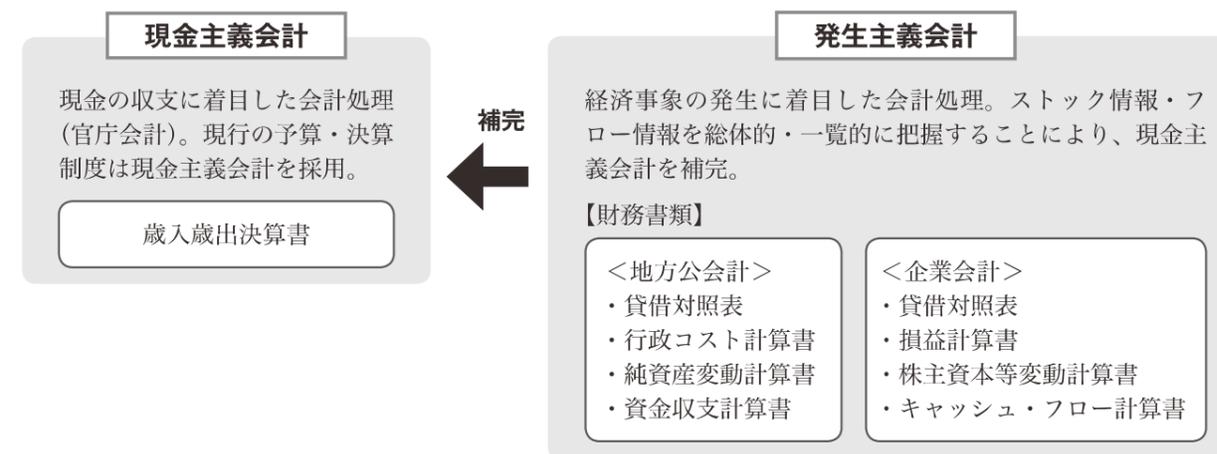


統一的な基準による財務書類について

地方自治体の一般会計、特別会計は、現金主義・単式簿記であって、その年の収入と支出をわかりやすく表しています。しかし、地方公共団体が今まで整備してきた公共施設などの資産や、これまでの借金などの負債がどれだけあるのか、どこに多くの経費がかかっているのかなどの情報は見えにくくなっています。

そこで、地方公会計制度では、企業会計と同様に発生主義・複式簿記を導入し、保有している資産・負債(ストック)の状況、行政サービスを提供するためにかかった費用(コスト)などをわかりやすい表で示すことで、今まで見えにくかった情報を把握することができます。

この財務書類について、これまで「総務省方式改訂モデル」という手法を採用してきましたが、総務省から新たに「統一的な基準」が示されたため、平成28年度決算から作成手法を「統一的な基準」に移行して財務書類を作成し、公表しています。



財務書類			
貸借対照表	行政コスト計算書	純資産変動計算書	資金収支計算書
基準日時点における那賀町の財政状態(資産・負債・純資産の残高及び内訳)を一覧で表示したものです。	一会計期間中の那賀町の費用・収益の取引高を表示したもので、現金収支を伴わない減価償却費なども費用として計上します。	貸借対照表に計上されている純資産が一会計期間中にどのように変動したかを表示したものです。	一会計期間中の現金の受払いを3つの区分で表示したものです。

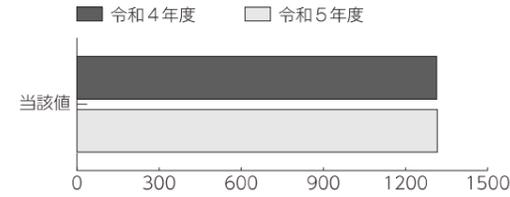
指標の算定式について

住民一人当たり資産額 (万円)

算定式 資産合計 ÷ 住民基本台帳人口

- 資産合計 貸借対照表の資産合計
- 住民基本台帳人口 基本情報の人口

	令和4年度	令和5年度
資産合計	9,839,879	9,577,939
人口	7,490	7,278
当該値	1,313.7	1,316.0

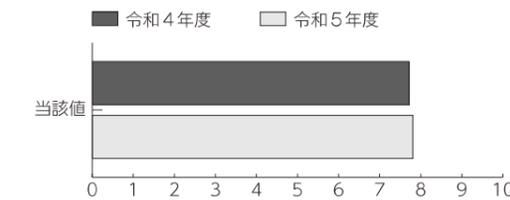


歳入額対資産比率 (年)

算定式 資産合計 ÷ 歳入総額

- 資産合計 貸借対照表の資産合計
- 歳入総額 資金収支計算書の業務収入、臨時収入、投資活動収入、財務活動収入、前年度末資金残高の合計

	令和4年度	令和5年度
資産合計	9,839,879	9,577,939
歳入総額	1,274,055	1,234,366
当該値	7.7	7.8

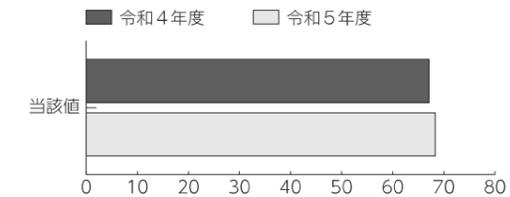


有形固定資産減価償却率 (%)

算定式 減価償却累計額 ÷ (有形固定資産合計 - 土地等の非償却資産 + 減価償却累計額)

- 減価償却累計額 貸借対照表の事業用資産及びインフラ資産に属する各減価償却累計の合計
- 有形固定資産合計 貸借対照表の有形固定資産
- 土地等の非償却資産 貸借対照表の事業用資産の土地・立木竹建設仮勘定、インフラ資産の土地・建設仮勘定及び物品の合計

	令和4年度	令和5年度
減価償却累計額	14,967,457	15,422,794
有形固定資産 ^{※1}	22,291,722	22,597,001
当該値	67.1	68.3



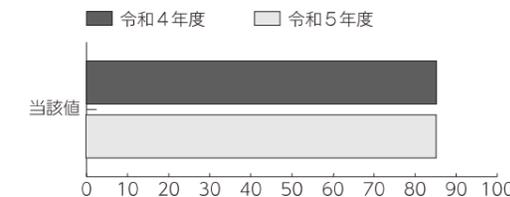
※1 有形固定資産合計 - 土地等の非償却資産 + 減価償却累計額

純資産比率 (%)

算定式 純資産合計 ÷ 資産合計

- 純資産合計 貸借対照表の純資産合計
- 資産合計 貸借対照表の資産合計

	令和4年度	令和5年度
純資産	8,381,170	8,163,460
資産合計	9,839,879	9,577,939
当該値	85.2	85.2



一般会計等財務書類の全体概要

貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位:百万円)

科目	令和4年度	令和5年度	科目	令和4年度	令和5年度
資産の部			負債の部		
固定資産	91,453	88,813	固定負債	12,952	12,523
有形固定資産	86,098	84,064	地方債	12,074	11,742
事業用資産	24,215	25,071	退職手当引当金他	878	781
インフラ資産	60,431	57,652	流動負債	1,635	1,622
物品	1,451	1,340	1年内償還予定地方債	1,433	1,411
無形固定資産	86	61	賞与等引当金他	202	211
投資その他の資産	5,269	4,688	負債合計	14,587	14,145
基金	4,515	3,941			
その他	754	747			
流動資産	6,946	6,966	純資産合計	83,812	81,635
現金預金	793	810			
基金	6,130	6,134			
その他	23	22			
資産合計	98,399	95,779	負債及び純資産合計	98,399	95,779

資金収支計算書

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

(単位:百万円)

科目	令和4年度	令和5年度
業務活動収支(A)	1,890	1,986
業務支出等 (人件費・物件費・社会保障給付など)	6,941	6,800
業務収入等 (税込・国県等補助金・使用料及び手数料など)	8,831	8,786
投資活動収支(B)	△ 2,386	△ 1,619
投資活動支出 (公共施設等整備費・基金積立金など)	3,591	3,372
投資活動収入 (国県等補助金・基金取崩・資産売却収入など)	1,205	1,754
財務活動収支(C)	△ 145	△ 354
財務活動支出 (地方債償還支出など)	1,483	1,433
財務活動収入 (地方債発行収入など)	1,338	1,078
本年度資金収支額(A+B+C)①	△ 641	13
前年度末資金残高②	1,367	725
本年度末資金残高(①+②)	725	739
本年度末歳計外現金残高③	68	71
本年度末現金預金残高(①+②)+③	793	810

行政コスト計算書

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

(単位:百万円)

科目	令和4年度	令和5年度
経常費用	11,880	11,496
業務費用	9,282	9,057
人件費	2,056	2,024
職員給与費	1,714	1,732
賞与等引当金繰入額	134	139
その他	208	154
物件費等	7,146	6,955
物件費	1,830	1,763
維持補修費	371	245
減価償却費	4,945	4,947
その他の業務費用	80	78
支払利息	35	36
徴収不能引当金繰入額	1	1
その他	45	41
移転費用	2,598	2,439
補助金等	1,268	1,266
社会保障給付	314	304
他会計への繰出	916	859
その他	100	10
経常収益	459	478
使用料及び手数料	331	233
その他	128	245
純経常行政コスト	11,420	11,018
臨時損失	79	258
臨時利益	2	4
純行政コスト	11,498	11,273

純資産変動計算書

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

(単位:百万円)

科目	令和4年度	令和5年度
前年度末純資産残高	86,150	83,812
純行政コスト(△)	△ 11,498	△ 11,273
財源	9,156	9,144
税金等	7,067	7,203
国県等補助金	2,089	1,940
資産評価差額	-	-
無償所管換等	2	△ 46
その他	2	△ 2
本年度末純資産変動額	△ 2,338	△ 2,177
本年度末純資産残高	83,812	81,635

※単位未満の四捨五入により、各数値の合計額等で一致していない場合があります。

受益者負担比率 (%)

算定式 経常収益÷経常費用

- 経常収益 行政コスト計算書の経常収益
- 経常費用 行政コスト計算書の経常費用

	令和4年度	令和5年度
経常収益	45,942	47,772
経常費用	1,187,980	1,149,589
当該値	3.9	4.2



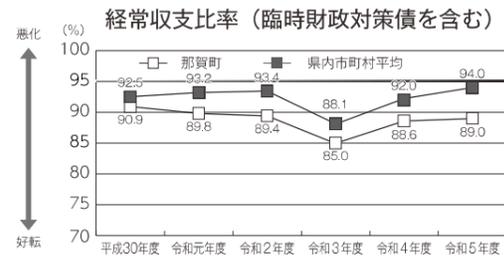
各種指標でみる財政状況

経常収支比率

89.0%

経常収支比率は、財政の硬直度を示す指標です。自由に使えるお金がどれくらいあるかを示す指標で、財政のゆとりを見ることができます。家計に例えると、衣食住など生活するうえでなくてはならない出費が、収入に対してどれくらいの割合を持つかを示す指標になります。

令和5年度は89.0%となり、県内市町村平均を下回っているものの、依然高い水準にあり、財源を活用できる自由度は低くなっており、引き続き施設等の維持経費や光熱水費の削減に努める必要があります。

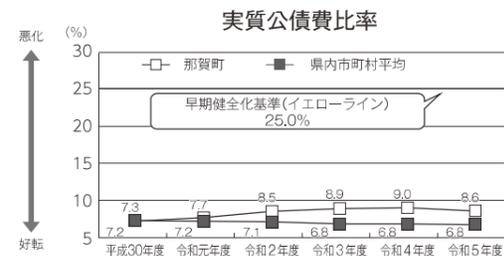


実質公債費比率

8.6%

実質公債費比率とは、地方債の返済額とこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。家計に例えると、年収に対し、借金返済額がいくらあるかという割合をみるものです。

令和5年度の実質公債費率は8.6%となり、前年度より若干改善したものの、県内市町村平均を上回っている状態が続いています。引き続き起債事業を厳選し、地方債残高の減少に努める必要があります。

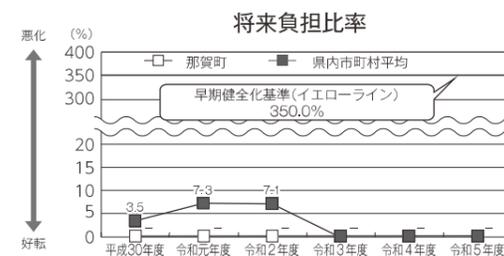


将来負担比率

— %

将来負担比率とは、一般会計等の地方債や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。家計に例えると、年収に対し、現状確定している将来支払うべきローンなどがいくらあるかという割合をみるものです。

過去6年間において、将来負担比率は発生しておりません。これは将来負担すべき額に対し、これに充てることのできる財源（基金等）のほうが多額であったことを表しており、健全な状況が続いています。



将来世代負担比率 (%)

算定式 地方債合計(特例地方債を除く)÷有形・無形固定資産合計

- 地方債合計(特例地方債を除く) 貸借対照表の地方債と1年以内償還予定地方債の合計より、必ずしも社会資本等形成に充当されない特例的な地方債として、臨時財政対策債、減収補填債特例分、減税補填債、臨時財政特例債の合計を除いたもの(特例的な地方債の合計については、調査表の参照先なし)
- 有形・無形固定資産合計 貸借対照表の有形固定資産と無形固定資産の合計

	令和4年度	令和5年度
地方債残高 ^{※1}	1,020,875	1,018,973
有形・無形固定資産合計	8,618,397	8,412,513
当該値	11.8	12.1



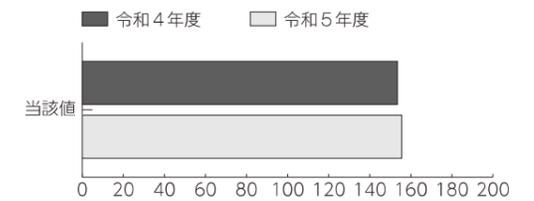
※1 特例地方債の残高を控除した後の額

住民一人当たり行政コスト (万円)

算定式 純行政コスト÷住民基本台帳人口

- 純行政コスト 行政コスト計算書の純行政コスト
- 住民基本台帳人口 基本情報の人口

	令和4年度	令和5年度
純行政コスト	1,149,778	1,127,276
人口	7,490	7,278
当該値	153.5	154.9

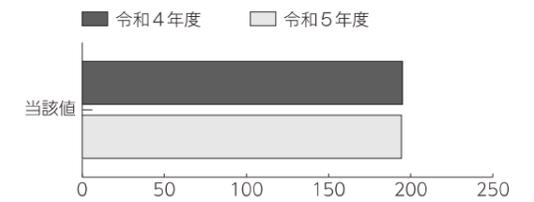


住民一人当たり負債額 (万円)

算定式 負債合計÷住民基本台帳人口

- 負債合計 貸借対照表の負債合計
- 住民基本台帳人口 基本情報の人口

	令和4年度	令和5年度
負債合計	1,458,709	1,414,478
人口	7,490	7,278
当該値	194.8	194.3

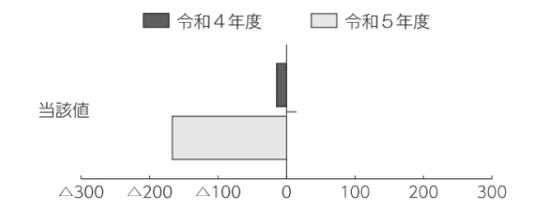


基礎的財政収支 (百万円)

算定式 業務活動収支(支払利息支出を除く)+投資活動収支(基金を除く)

- 業務活動収支(支払利息支出を除く) 資金収支計算書の業務活動収支より支払利息支出を除いたもの
- 投資活動収支(基金を除く) 資金収支計算書の投資活動収支より基金積立金支出及び基金取崩収入を除いたもの

	令和4年度	令和5年度
業務活動収支 ^{※1}	1,925	2,022
投資活動収支 ^{※2}	△1,939	△2,189
当該値	△14	△167



※1 支払利息支出を除く。 ※2 基金積立金支出及び基金取崩収入を除く。



令和7年5月定例会議は、5月23日に開催されました。5月定例会議では、補正予算1件が提案され、その他報告が13件ありました。議決結果は次のとおりです。

◆ 議案及び議決結果一覧表 ◆

議案番号	議案名	議員	議決結果
議案第32号	令和7年度那賀町一般会計補正予算（第1号）について	全会一致	原案可決
	◎ 29,821千円 追加し、総額 9,929,821千円 とする		
報告第1号	専決処分の報告について（令和6年度町単独（仮称）相生地域交流センター新築工事変更契約）（令和7年専決第1号）		
報告第2号	専決処分の報告について（令和5年度防災・安全社会資本整備交付金事業町道新小仁宇団地線改良工事 変更契約）（令和7年専決第2号）		
報告第3号	専決処分の報告について（令和5年度 防災・安全社会資本整備交付金事業町道蔭谷線改良工事変更契約）（令和7年専決第3号）		
報告第4号	損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について（令和7年専決第4号）		
報告第5号	那賀町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について（令和7年専決第5号）		
報告第6号	那賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について（令和7年専決第6号）		
報告第7号	令和6年度那賀町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の報告について（令和7年専決第7号）		
報告第8号	令和6年度那賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告について（令和7年専決第8号）		
報告第9号	令和6年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の報告について（令和7年専決第9号）		
報告第10号	令和6年度那賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告について（令和7年専決第10号）		
報告第11号	令和6年度那賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告について（令和7年専決第11号）		
報告第12号	令和6年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の報告について（令和7年専決第12号）		
報告第13号	損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について（令和7年専決第13号）		

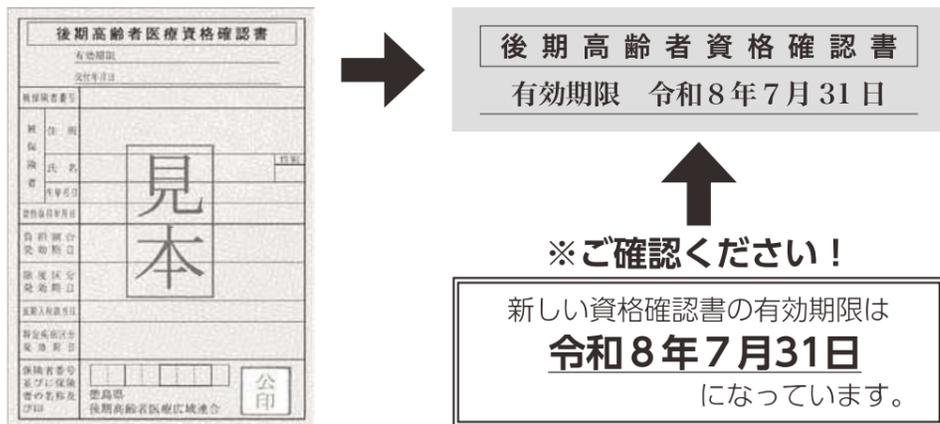


日時	会議名	内容
5月19日	全員協議会	研修、視察等に関するプロジェクトチームの確認について
		各プロジェクトチームの経過報告について
		女性議会について
		その他
		「徳島県南部総合県民局県土整備部 那賀庁舎にかかる令和7年度当初予算主要事業等について」徳島県南部総合県民局県土整備部からの説明
5月21日	医療体制特別委員会	11月提言の進捗確認をふまえて、今後の対応について
	議会改革特別委員会	議員の成り手不足及び議員報酬に関する論文（田口一博教授及び江藤俊昭教授）の考察について
5月23日	5月定例会議	開議
		会議録署名議員の指名
		委員会の設置について
		議案等の説明・質疑・討論・採決
		議員派遣について
		議会改革特別委員会中間報告について
		医療体制特別委員会中間報告について
		散会



全員協議会
南部総合県民局からの事業説明の様子

いる方全員に送付します。令和7年8月1日から令和8年7月31日までの負担割合（1割、2割または3割）は、令和6年中の収入や所得に基づき、判定します。8月1日以降は、被保険者証や古い資格確認書は使えませんので、受診の際はお間違えのないようご注意ください。※昨年度まで送付していたパンフレット「臓器提供の意思表示にご協力ください」は、今年度から市町村で配布するようになりました。必要な方は、担当課窓口申し出てください。



【一部負担金の割合の判定方法について】

1割負担となる方		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定①	住民税課税所得が28万円未満は1割	住民税課税所得が28万円未満は1割
判定②	住民税課税所得が28万円以上かつ「年金収入＋その他合計所得金額が200万円未満」は1割	住民税課税所得が28万円以上かつ「年金収入＋その他合計所得金額が320万円未満」は1割
2割負担となる方		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定	住民税課税所得が28万円以上145万円未満かつ「年金収入＋その他合計所得金額が200万円以上」は2割	住民税課税所得が28万円以上145万円未満かつ「年金収入＋その他合計所得金額が320万円以上」は2割
3割負担となる方		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定	住民税課税所得が145万円以上で年収が383万円以上は3割	住民税課税所得が145万円以上で年収の合計が520万円以上は3割
補足①	住民税課税所得が145万円以上で年収が383万円未満の場合は1割もしくは2割（要申請）	住民税課税所得が145万円以上で年収の合計が520万円未満の場合は1割もしくは2割（要申請）
補足②	70歳以上75歳未満の方（後期高齢者医療制度の被保険者以外）がいる場合、その方々との総収入の合計額が520万円未満の場合は1割もしくは2割（要申請）	

※同一世帯内の世帯員全員が住民税非課税である被保険者の方は、上記の計算に関わらず、負担割合は1割となります。
 ※有効期限内に世帯構成の変更があった場合、自己負担割合が変わる場合があります。

資格確認書には限度区分を記載できますので、記載を希望される方は、担当課窓口にて申請してください。
 ※記載の希望を申請済の方、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（薄紫色の証）若しくは後期高齢者医療限度額適用認定証（灰色の証）をお持ちの方については、限度区分が記載されている資格確認書をお届けいたします。

※令和7年度の保険料の決定通知書を8月中旬頃にお送りします。
 令和7年度の保険料が、年金から差し引かれている方は、4月分から8月分までは、仮徴収としてお支払いいただくこととなっております。保険料の算定基礎となる前年の所得が確定後、年額保険料とお支払方法のお知らせをお送りします。
 また、年金からの差引きではなく、納付書または口座振替により保険料を納めていただく方についても、市町村から年額保険料のお知らせと納付書をお送りします。

後期高齢者医療制度 歯科健康診査のお知らせ

後期高齢者医療制度に加入されている節目の年齢の方を対象に、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等チェックし、口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するため、歯科健康診査を実施しています。また、徳島大学歯学部において、口腔ケアと体の健康、医療費や介護給付費との関連を調査しています。定期健診の受診や口腔ケアを行うことは、全身の健康にとっても重要であることが示されています。今年度の対象者は、ぜひ歯科健診を受診しましょう。

対象者 令和6年中に節目の年齢になられた方（昭和24年、昭和23年、昭和22年、昭和19年、昭和14年、昭和9年生まれの方）ただし、長期入院患者や施設入所者は対象外です。
 [長期入院患者や施設入居者の方は、すでに健康状態を把握され、医師や施設管理者等の指導を受けていると考えられることから、歯科健康診査の対象から除いています。]
 なお、対象者には8月上旬に歯科健診受診券を送付します。長期入院患者・施設入所者の方にも受診券が届くこともありますが、対象外ですので健診はご遠慮ください。

受診場所 後期高齢者の歯科健診の実施協力歯科医院（受診可能な歯科医院の一覧表は受診券に同封予定です。）
受診方法 事前に電話等にて健診実施歯科医院にご予約の上、受診してください。
健診項目 問診・口腔内診査・口腔機能評価（口の渇き、かむ力、飲み込む力など）等
受診費用 無料
受診期限 令和7年11月30日(日)（受診券が届いてから使っていただけます。）



持っていくもの 歯科健診受診券・資格確認書等

- その他注意事項**
- 健診の予約日を忘れないようにしてください。
 - 歯科健診は期間中に1回のみです。後日重複受診が判明した場合は費用を請求させていただきますのでご了承ください。
 - 歯科健診自体は無料ですが、その後に治療行為が行われる場合は有料となりますのでご注意ください。
 - 健診結果は、広域連合又はお住まいの市町村での口腔保健指導及び徳島大学との共同研究による分析調査に活用することがありますので、ご了承ください。
 - 一覧表に記載のない歯科医院での受診はできません。

後期高齢者医療制度の歯科健康診査に関するお問い合わせ先
 徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 徳島市川内町平石若松78番地1 (TEL 0884-67-3666)
 那賀町保健センター (TEL 0884-62-3892) 那賀町役場税務保険課 (TEL 0884-62-1182)

後期高齢者制度に加入されている方に
資格確認書を交付します

現在、後期高齢者医療制度に加入されている方には、有効期限が「令和7年7月31日」となっている[紫色]の「後期高齢者医療被保険者証」（以下、被保険者証）または[黄色]の「後期高齢者医療資格確認書」（以下、資格確認書）を、1人に1枚お渡ししています。7月中に市町村担当課から、被保険者証の代わりに使用することができる新しい[薄緑色]の資格確認書を、マイナ保険証をお持ちかどうかに関わらず、後期高齢者医療制度に加入されて

令和7年 防災士養成研修及び資格取得 補助金のご案内

本研修は日本防災士機構が認証した防災士養成研修となっており、カリキュラム修了者は防災士資格取得試験の受験資格が得られ、研修最終日に防災士試験を受験するスケジュールとなります。また、資格を取得いただいた場合、経費は全額補助いたします。

(1) 開催日及び申込締切 ※2日間の研修を全て受講していただきます。

開催回	日 程	申 込 締 切
第1回	令和7年10月29日(水)～10月30日(木)	令和7年6月20日(金) 【受付終了】
第2回	令和7年12月 1日(月)～12月 2日(火)	令和7年7月25日(金)
第3回	令和8年 1月11日(日)～1月12日(月・祝)	令和7年9月 5日(金)



(2) 時 間：9:25～17:30(最終日は18:10まで)

(3) 内 容：令和7年度 徳島県地域防災推進員養成研修(短期講座)

(4) 受講会場：あわぎんホール(徳島県郷土文化会館) 徳島市藍場町2丁目14番地

(5) 定 員：120名程度 ※申込み多数の場合は受講できない場合があります。

(6) 参加費：受講料…無料/防災士教本代(テキスト)…4,000円/防災士資格取得試験受験料…3,000円/防災士認証登録料…5,000円 ※計12,000円は一旦お支払いいただき、資格取得後に補助します。 ※交通費は各自でご負担ください。

(7) 対象者：2日間の研修を全て受講できる方で、次の要件を満たす方
・那賀町の住民である方、又は那賀町内の事業所へ勤務している方
・地域の防災活動に行政と協働して取り組む意欲のある方
・町税等の滞納がない方



那賀町
ホームページ
に掲載中

(8) 補助制度：防災士の資格取得後、本町が実施する防災に関する施策及び自主防災組織等で活動する意志のある方に対し、参加費の12,000円を補助いたします。

(9) 申込方法：右記申込2次元コード又は申込URL(<https://logoform.jp/form/9rMr/1044925>)
でお申し込み頂くか、下記のお問い合わせ先へお問い合わせください。



【申込フォーム】

問い合わせ先 那賀町役場防災課 TEL 0884-62-1183

こくねん情報です

那賀町役場住民課国民年金担当 TEL 0884-62-1194
徳島南年金事務所国民年金課 TEL 088-652-3114



国民年金保険料免除等の申請について

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

手続きは、住民登録をしている市町村役場の国民年金担当窓口へ申請することになります。申請書は、年金事務所または市町村役場の国民年金担当窓口へ備え付けてあります。

令和7年度の免除等の受付は令和7年7月1日から開始され、令和7年7月から令和8年6月までの期間を対象として審査します。また、申請は原則として毎年度必要です。

継続免除(全額免除または納付猶予)が却下となった方へ

所得によって保険料が減額されることがあります。

保険料を減額して納付する制度を利用するためには、あらたに免除の申請が必要です。

手続きは、住民登録をしている市町村役場の国民年金担当窓口へ申請することになります。申請書は、年金事務所または市町村役場の国民年金担当窓口へ備え付けてあります。



那賀町
ホームページ
に掲載中

重度心身障がい者等 医療費受給者証の更新について



那賀町
ホームページ
に掲載中

現在交付している重度心身障がい者等医療費受給者証の有効期限は7月31日までとなっております。8月1日以降は新しい証となりますので、対象者の方は7月1日(火)以降にお手元の更新通知をご確認の上、更新手続きを行ってください。

- 提出書類等
- ・重度心身障がい者等医療費受給者認定(更新)申請書
 - ・受給者の健康保険証番号が確認できる確認証
 - ・身体障害者手帳又は療育手帳(重複障害の方は両方)
 - ・印鑑(受給者本人による自署が難しい場合)
 - ・令和7年1月1日に那賀町に住民登録がない場合は、受給者、配偶者、扶養義務者のマイナンバー(個人番号)
 - ・その他、必要に応じて書類を出していただく場合があります。
 - ・現在お持ちの受給者証等は、有効期限が過ぎた後、役場にお返しください。

申請場所 那賀町役場保健医療福祉課または各支所窓口

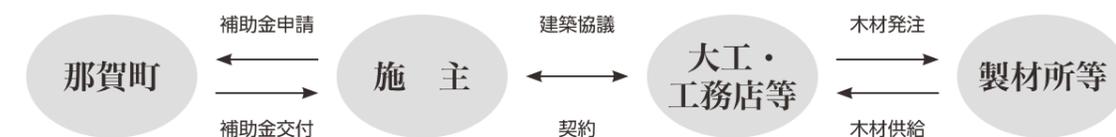
申請期間 令和7年7月1日(火)～7月31日(木)まで
(8月1日以降、医療機関にかかる前に必ず更新してください。)

問い合わせ：那賀町役場保健医療福祉課 TEL 0884-62-1141

林業振興課からのお知らせ

木づかい住宅等支援事業について

那賀町では町産材利用促進のため、那賀町産の木材を使用して新築またはリフォームを行う場合に補助金を交付しております。新築やリフォームを検討されている方は、ぜひご利用ください。



補助対象

- ・町内の大工、建築業者に発注する。
- ・町内の製材所に製材品を発注する。
- ・使用木材のうち那賀町産材の使用割合が80%以上。
- ・新築においては居住部分の延べ床面積が80平方メートル以上。
- ・リフォームにおいては木材利用量が0.5立方メートル以上。



補助金額

- ・木材利用量 1立方メートルあたり5万円。140万円を上限とする。

詳細については林業振興課までお問い合わせください。

那賀町役場林業振興課 TEL 0884-62-1203

ぼくがすきな町なか町

相生小学校 4年 藤崎 碧



ぼくが、お母さんのおなかにいる時に、このなか町にひっこしてきたと聞きました。自然ゆたかで温かい人たちの中、ゆつくりのびのびと育ってほしいとお父さんやお母さんが思って、なか町に住むことに決めたと教えてくれました。

ぼくはなか町に住んでよかったと思います。学校のじゅぎょうで地いきのことを学習する時に、ばん茶の葉をつんだり、ばん茶を作ったりする体験をしました。その時に地いきの方がやさしくていねいに教えてくれました。とても大変な作業でしたが、作れた時はとてもうれしかったです。作ったばん茶を、もみじ川温泉で売る体験もしました。その時にも地域の人がたくさん買いに来てくれて、あっという間に全部、売れました。全部売れてほっとしたし、うれしかったので覚えています。その体験を通してなか町にはばん茶やはんごろし、おもと等の特産品がたくさんあり、地いきの人がとだえないように協力して、受けつがれていることが分かりました。また、地いきの人と関わることでなか町の人々の温かさをたくさん感じることができました。ぼくもなか町の今まで受けつがれてきたものを大切にしていき、つないでいけるような人になりたいと思いました。まだまだ、体験したことがないこともたくさんあるので、地いきに出ていき、いろいろな体験を今のうちしてみたいと思いました。

もう一つ、学校のじゅぎょうで見学したことで林業ビジネスセンターを見学しました。なか町の山を守るために、木を植えて育てたり、木を切って山を整えたりする仕事があることを知りました。きげんなこともある大変な仕事ですが、なか町の自然が守られているのはそういった仕事をしてくれる方のおかげだということを知りました。なか町のみりよくである自然は地いきで働くいろいろな人によって守られているのだと思いました。ぼくも地いきの役に立つことができる大人になりたいと思いました。

ぼくの家にはゆず畑があります。おじいちゃんが大切にしてきた畑です。秋になると、木にたくさんのゆずがなります。家族や親せきの人たちが集まって力を合わせてゆずをしゅうかくします。ぼくは小さい時は少し手伝ったらつかれてしまい、遊んでいましたが、今では、みんなといっしょにさいごまで手伝えるようになりました。ゆずをとる人、ゆずを拾う人、ゆずを運ぶ人、ゆずのへたを切る人、ゆずの重さを量る人に分かれて作業をしています。ゆずにはとげがあり、さざるとてもいたいです。とげにさざらないように気をつけて作業をしています。また高い所にゆずがなるのであぶないし、ゆずの入ったカゴはとても重たいです。大変でいやになることもあるけど、一日、作業をがんばったら達成感もあるし、おばあちゃんにもよろこんでもらえてうれしいです。ゆずのしゅうかくの時だけ、手伝っているけど、一年中、おばあちゃんにはゆずの世話をしてくれています。ぼくも、もう少し大きくなったら手伝いを自分からしたいと思います。ゆずとりを通して、家族や親せきと楽しく協力して作業をすることができるのでゆず畑があつてよかったなと思います。ゆず畑を続けていけるよう、ぼくにできることをこれからもしていきたいと思います。

これからもなか町に住んで、なか町のいい所をたくさんみつめていきたいと思っています。そのためには、自分から地いきに出ていき、関わるようにしていきたいと思っています。

なか文芸(第二十一集)

作品募集について

那賀町文化協会では、本年度も「なか文芸」を発行します。各部門の募集要項は次のとおりです。町民皆様の多数の応募をお願いいたします。

◆ 一般の部の投稿 ◆	
俳句 一人二句	詩(四〇〇字詰め原稿用紙二枚以内) 一人一点
川柳 一人二句	随筆(二六〇〇字以内) 一人一点
短歌 一人二首	小説(二八〇〇字以内) 一人一点

「俳句」「川柳」及び「短歌」は必ず二点を投稿してください。一句、一首の場合は掲載できません。「小説」につきましては、題材、時代背景共に自由といたします。また、童話のような児童向け小説も歓迎いたします。但し、二八〇〇字を大幅に超える作品につきましては、二回以上に分けて掲載することとなります。

一人で、俳句・川柳・短歌・詩・随筆・小説の全部門に応募することができます。

●必ず所定の応募用紙にて提出してください。応募用紙は、那賀町教育委員会・各支所・篤敷図書室・木頭図書館に置いてあります。●作品は楷書で書いてください。また、特殊な漢字については読み仮名を付してください。

●作品の提出は、教育委員会または各支所の文化協会事務局にお願いします。(※電子メールでのご投稿も受付します)(※応募については那賀町在住の方のみとなっております)

●応募の締め切りは、令和七年九月十九日(金)(郵送・電子メール可能) ※応募いただいた作品は編集委員会において添削することがあります。

お問い合わせ先

那賀町文化協会事務局(那賀町教育委員会事務局)
TEL 0884-62-1106 FAX 0884-62-1195
E-mail: syakai@naka.i-tokushima.jp



『ドローン講習会』 受けてみませんか?



今年度も、ドローン講習会を開催します。ドローンに関する基礎的な知識・操作を学びましょう!資格取得に向けたフライト実技経験を積むためのプログラムを実施。受講者は、技能認定証が発行される試験に参加が可能です。

(講習費用は町が負担しますが、技能認定証の発行費用は受講者負担になります。※ただし、最終選考通過者に限ります。)ドローンに興味がある方や、業務等で活用される方はぜひご参加ください。

【実施予定】10月中旬から12月までの土曜日または日曜日(全日程計4回)
※詳細は、後日ご連絡いたします。

【実施場所】とくぎんトモニアリーナ那賀(那賀町和食郷字南川136-2)

【定員】先着10名 ※人数が少ない場合、中止となる可能性があります。

【参加費】無料

【対象者】那賀町の住民である方、または那賀町の事業所等で勤務している方

【申込方法】下記URLまたは2次元コードより申込フォームにアクセスしお申込みください。(https://logoform.jp/form/9rMr/1099234)



申込フォーム

問い合わせ先: 那賀町役場みらいデジタル課 プロジェクト・ドローン推進室
TEL: 0884-62-1184 FAX: 0884-62-1177 E-mail: mira-digi@naka.i-tokushima.jp

那賀町地域子育て支援センターからのお知らせ

開所日：平日（9:00～17:00） TEL 0884-64-1220



2025年7月7日～8月6日までの行事予定

7月 7日(月) 10:30～	英語であそぼう
8日(火)	保健師による身体測定・発育相談 管理栄養士による栄養相談
11日(金) 10:30～11:00	親子ヨガ
15日(火) 10:30～	お話し会（お話し玉手箱さん）
22日(火)	水あそびをたのしもう♪
24日(木) 10:00～12:00	那賀町山のおもちゃ美術館であそぼう
25日(金)	避難訓練
29日(火)	7月生まれのお友だちお誕生日おめでとう
31日(木)	リトミックをたのしもう♪
8月 4日(月)	英語であそぼう

★2025年5月の利用者数
84名

各こども園の 子育て支援日について

- ★あいおいこども園
(火・木曜日の9:00～12:00)
- ★ひらだにこども園
(木曜日の9:00～12:00)
- ★きとうこども園
(水曜日の9:00～12:00)
- ★出張ひろば(旧桜谷保育園)
(水曜日の9:00～12:00)

※出張ひろばのみ前週の金曜日までに予約をしてください。予約は那賀町地域子育て支援センターまで。
TEL 0884-64-1220

7月生まれのお友だちお誕生日おめでとう♪
7月がお誕生日のお友だちはプレゼントの準備をしますので、7月18日(金)までに当センターへお知らせ下さい。待っています♪

7月31日(休)はリトミックを予定しています。
親子で楽しい時間を過ごしませんか？ご参加お待ちしております。

プログラムが変更・中止になる場合もあります。ご理解とご協力をお願いいたします。(プログラムは午前中に行っています。)不明な点がありましたら那賀町地域子育て支援センターまでお問い合わせください。

☆支援センターが一部変更になります☆ これまで月1回行っていた土曜開所日が7月より第2土曜日と第4土曜日の月2回に変わります。※小学6年生までのお子様が親子で利用できます。



少年野球通信 ～少年野球チームの"活躍"をお知らせします～



【少年野球相生クラブ】 第14回少年野球美波大会 初優勝!

○試合結果○ 第14回美波大会

- 【1回戦】相生クラブ 10-0 宝田ダックス
- 【2回戦】相生クラブ 2-0 桑野シルバータイガース
- 【準決勝】相生クラブ 8-2 海部クラブ
- 【決勝】相生クラブ 13-0 横見クラブ

優秀選手賞
湯浅 勤賀くん



第47回 徳島県学童軟式野球連盟 松茂大会 準優勝!



○試合結果○ 第47回松茂大会

- 【1回戦】相生クラブ 3-0 大松少年野球部
- 【2回戦】相生クラブ 1-0 高志スポーツ少年団
- 【準決勝】相生クラブ 5-1 八万ファイターズ
- 【決勝】相生クラブ 2-11 喜来クラススポーツ少年団

優秀選手賞 (左から)

山内 蒼空くん / 龍田 亜怜くん / 井本 秀桜くん

徳島県社会福祉協議会事業

放課後山と畑クラブ

6月は秘密基地への案内看板も工作したり、
那賀町産の苺スイーツも食べました!

日程：7月14日(月)
時間：15時30分～17時30分
場所：和食郷八幡原162(まんなかの学校)

対象：小学校放課後クラブに在籍している
4年生以上8名以内

連絡先：まんなかの学校
担当：フジノ (090-4753-0119)



町内業者請負状況 (建設工事)

那賀町が実施している事業について、今回の入札では以下の請負業者に決まりました。詳細については役場本庁舎にて閲覧することができます。
(お問い合わせ先) 会計課・検査室 TEL 0884-62-1120

契約日	工事名	工事場所	請負金額(円)	請負業者名
R7. 6. 9	町単独川俣地区水道施設管理道舗装工事	川俣	4,873,000	(有) 岸建設
6. 9	町単独那賀町上那賀福祉センター解体工事	平谷	44,110,000	(有) 岩崎建設
6.12	町単独事業 林道開設工事 立石谷線	沢谷	3,850,000	(株) 新居組

令和7年度 全国小学生ソフトテニス選手権大会 徳島県予選

女子Aクラス 第3位【鷺敷ジュニア 陶久・岸ペア】 男女混合Bクラス 第3位【鷺敷ジュニア 山澤・岩川ペア】



(左)鷺敷小学校5年 岸 夢夏ちゃん
(右)山口小学校6年 陶久 杏ちゃん



(左)鷺敷小学校3年 岩川 卓月くん
(右)鷺敷小学校3年 山澤 心翔くん

令和7年度全国小学生ソフトテニス選手権大会徳島県予選が、5月10日にむつみセンターコートにて開催されました。

【女子Aクラス】

鷺敷ジュニアの陶久・岸ペアが予選リーグを1位で通過。決勝リーグでは惜しくも3位という結果となりましたが、前回大会に続き、素晴らしい結果を残してくれました!次回はさらに上位を目指して頑張らしましょう!

【男女混合Bクラス】

山澤・岩川ペアが準々決勝で鷺敷ジュニア同士の接戦を制し、準決勝では前回敗れた相手に再挑戦。善戦したものの、あと一歩及ばず、リベンジはなりませんでした。試合後、ベンチへ向かう途中で流したふたりの涙に、思わず胸が熱くなりました。次こそは優勝を目指して頑張れ!【鷺敷の小さなゴールデンコンビ】!



木頭図書館だより



新着本を紹介します

■児童書

じかん屋テンペリア マルコ・パスケッタ
 カラーモンスター きもちのきゅうきゅうばこ アナ・レナス
 火の鳥 いのちの物語 手塚 治虫
 もぐらけんせつ ぼんぼこでらのおまつり 長崎 真悟
 月の満ちかけ絵本 佐藤みき／大枝史郎
 あいだのわたし ユリア・ラビノヴィチ／細井直子
 Garden 8月9日の父をさがして 森越 智子
 少年時代～飛行機雲はるか～ 塩野 米松
 かがくるBOOK 科学マンガサバイバルシリーズ
 昆虫世界のサバイバル(1) 小野展嗣(監修)
 キュートな女の子の誕生日うらない&おまじない クロイ
 かわいいどうぶつだいしゅうごうもふもふいっばいずかん
 小宮 輝之
 mofusand のんびりうらない ちゆの

■一般書

少年が来る ハンガン
 潮音 1-4 巻 宮本 輝
 踊りつかれて 塩田 武士

ご利用くださいませ

No.6 再会 #1	あさのあつこ
夜刑事	大沢 在昌
光のそでで白くねむる	待川 魁
不確かな真実	和定 正彦
その霊、幻覚です。	竹村 優希
京都・春日小路家の光る君 1-3	天王寺さやか
子どもは怖い夢を見る	宇佐美まこと
初瀬屋の客 狸穴屋お始末日記	西條 奈加
やなせたかしの生涯-アンパンマンとぼく	梯 久美子
ひめゆりの塔 第4版	宮城喜久子
自然に生きる-不要なものは何ひとつ持たない	辰野 勇
ほどよく孤独に生きてみる	藤井 英子
世界の教育はどこへ向かうか-能力・探究・ウェルビーイング	白井 俊
西洋音楽史大図鑑	スティーブ・コリッソン
開運大笑い	木村れい子
杉でつくる家具-手工具だけでつくれる、	
軽量な椅子とテーブル21点	グループモノ・モノ
1日1万歩を続けなさい-医者が教える医学的に正しい	
ウォーキング	大谷 義夫
高たんぱく低糖質のレンチンごはん	小泉 勇人
ナチュラルおせんたく入門	本橋ひろえ

お知らせ

【団体貸出し先募集中】那賀町内の団体や施設に、まとまった冊数の本を長期間貸し出すことができます。現在、ひらだにこども園、ひらの図書室、山のおもちゃ美術館、木頭診療所などに団体貸出ししています。絵本や一般書などリクエストに応じて配達させていただきますのでご相談ください。

■木頭図書館

TEL 0884-68-2226
 FAX 0884-68-2566

【休館日】日曜・祝日・第3月曜日
 【開館時間】10:30~18:00(土曜は17:00まで)
 ※1人10冊まで。貸出期間は2週間です。

鷺敷図書室だより



新着本を紹介します

■児童書

パンダのおさじとせつけんパンダ 柴田ケイコ
 わたしのとりのヒロトくん くすのきしげのり
 ママのおくちチャック! さいとうしのぶ
 あひのきもち かさいまり
 原子と分子のたのしい実験 かこさとし
 鳥居きみ子 竹内 紘子
 おしりたんてい 13・14 トロル
 はるのおばけずかん 斉藤 洋
 やなせたかし物語 やなせスタジオ

■一般書

おいでよ!ラッコ沼への招待状 今泉忠明(監修)
 名もなき家事妖怪 カワグチマサミ

大阪・関西万博びあ びあ編集部
 人よ、花よ、<上><下> 今村 翔吾
 春立つ風 あさのあつこ
 ブレイクショットの軌跡 逢坂 冬馬
 亡霊の鳥 阿部 智里
 歌舞伎町ララバイ 染井 為人
 目には目を 新川 帆立
 サーベントの凱旋 知念実希人
 今日の空が一番好き、とまだ言えない僕は 福徳 秀介
 家族だから愛したんじゃない、愛したのが家族だった 岸田 奈美
 やなせたかしの生涯 梯 久美子
 心の力 高橋 佳子
 半分論 村上 信五
 103歳、名言だらけ。 石井哲代・中国新聞社

■鷺敷図書室

TEL・FAX 0884-63-0117

【休室日】月曜・火曜
 【開室時間】9:00~12:00、13:00~16:00
 ※木頭図書館・県立図書館の本も貸出できます。

那賀町ファミリー・サポート・センターのご案内

子育てを手伝ってほしい人(依頼会員)と子育ての応援をしたい人(提供会員)とを結びつけ、会員同士の援助活動をサポートします。ご利用前に会員登録(無料)が必要です。

こんなことができます

- ・こども園への送り迎えやその後の預かり
- ・放課後こどもクラブのお迎えやその後の預かり
- ・休校、休園時の預かり
- ・急な仕事や急用ができたときの預かり
- ・映画や美容院等ホッとしたときの預かり

援助活動の内容

【援助の場所】会員(依頼・提供会員)自宅、地域子育て支援センター等
 【対象年齢】満1歳から小学6年生まで
 【利用時間】午前7時~午後9時
 【利用料金】700円(月~金)/800円(土・日・祝)/時間
 ※旅費等実費は別途



支援センターでの援助(園サポ)もあります

地域子育て支援センターのスペースをお借りして、お子さんをお預かりする「園サポ」もご利用いただけます。

【援助の場所】那賀町地域子育て支援センター(那賀町阿井字寺西7番地)
 【対象】未就園児 【利用回数】月5回まで 【利用日時】平日の午前9時~午後5時(土・日・祝を除く)
 【利用料金】800円/時間(町から600円の助成あり)※お弁当、おやつ等が必要です。

病児・病後児預かりサポートのご案内

病気や怪我の療養中のお子さん(病児)、または病気の回復期にあるお子さん(病後児)を、ファミリー・サポート・センターで一時的にお預かりします。

お預かりできるお子さん

- ・体温が38.5度未満
- ・医師から第3者への預かり許可書が出ている
- ・怪我をしているが、室内なら自力で移動できる
- ・満1歳から12歳(小学6年生)までのお子さん
- ・緊急の際、親と連絡が取れる

お預かりできないお子さん

- ・体温が38.5度以上
- ・咳がひどく、息苦しそう
- ・食欲がない、もしくは嘔吐や下痢の症状がある
- ・インフルエンザ、感染性胃腸炎など強い感染症
- ※上記に1つでも該当するとお預かりできません



【預かり場所】ファミサポ事務所(地域子育て支援センター横)
 【利用対象】那賀町に住所を有する者(町内勤務者も含む)
 【対象年齢等】満1歳から小学6年生まで 【利用日時】月~金曜日9:00~17:00(1日8時間以内)
 【利用料金】1,000円/時間 【助成額等】600円/時間(月3日以内、那賀町在住者のみ)

- ・援助を利用するには、事前の会員登録が必要です。
- ・会員登録は、会員登録フォーム(右記2次元コード参照)からできます。会員登録後、改めて利用を申し込んでください。
- ・利用申込は、利用申し込みフォーム(右記2次元コード参照)からできます。
- ・援助を利用する前に、提供会員とお子さんの面会が必要です。



会員登録



利用申込

問い合わせ先

那賀町ファミリー・サポート・センター
 那賀町阿井字寺西7番地(那賀町地域子育て支援センター内)
 TEL 0884-63-0114 FAX 0884-64-1220



那賀町
 ホームページ
 に掲載中

暮らしの情報

7・8月 那賀よしクラブ

☆令和7年度会員募集中！

全教室初回無料体験実施中！

場所：鷺敷 B&G 海洋センター体育館

◆こども体操教室

毎週火曜日 午後6時15分～7時15分

第1・3週は小学校低学年

第2・4週は幼児 ※8月12日は休み

◆歪み改善！ポールほぐし

毎月第1・3火曜日 午前10時～11時

◆ココロとカラダ、すっきりヨガ

毎週木曜日 午前10時～11時

※8月14日は休み

◆気軽に運動教室《ナカスポ》

毎月第1・3火曜日、毎週木曜日

午前10時～11時 ※8月14日は休み

◆ダンス教室 (Hip Hop / K-pop)

毎月第1・3土曜日

午後6時～7時 (小学6年生まで)

午後7時～8時 (中学生から)

◆体幹バランス★ポール&ヨガ

毎月第1・3火曜日

午後7時30分～8時30分

◆オヤスマまへのリラックスヨガ

毎週木曜日 午後7時30分～8時30分

※8月14日は休み

※参加料等、詳しい内容はクラブ事務局

にあるパンフレットをご覧ください、
下記連絡先までお問い合わせください。

申込み・問い合わせ：

那賀よしクラブ事務局

(那賀町鷺敷 B & G 体育館内)

☎ 0884-62-1300

FAX：0884-62-1573

女性のための生き方なんでも相談

相談時間は、1回50分、相談料は無料。

※面接相談・電話相談ともに予約が必要

◆面接相談・電話相談

毎週火曜日 午後1時～午後4時まで

第2・4金曜日 午前10時～午後12時

午後1時～午後4時まで

(祝日・年末年始は除きます。)

場所：阿南市役所5階 相談室

☎ 0884-22-0361

川口エネ・ミュージー便り

◆光るスライムクラフト！

期間：7月5日(出)～7月21日(月・祝)

の土日祝

時間：9：30～16：30

場所：川口ダム自然エネルギーミュージアム

環境学習室

材料費：100円

問い合わせ：

川口ダム自然エネルギー

ミュージアム

☎ 0884-62-2209



HP

四国南東部イベント情報

◆日和佐うみがめまつり

開催日：7月12日(出)

時間：15：00～21：30

場所：大浜海岸、桜町通りほか

(徳島県美波町)

問い合わせ：美波町産業振興課

☎ 0884-77-3617

◆ひわさうみがめトリアスロン

開催日：7月13日(日)

時間：9：00～13：30

場所：大浜海岸ほか (徳島県美波町)

問い合わせ：美波町産業振興課

◆轟夏祭り

開催日：7月13日(日)

場所：轟の滝 (徳島県海陽町)

問い合わせ：海陽町観光協会

☎ 0884-76-3050

◆穴喰祇園祭り

開催日：7月16日(火)、7月17日(水)

場所：穴喰八坂神社周辺(徳島県海陽町)

問い合わせ：海陽町観光協会

◆海上アスレチック「ビーチ・ホッピング」

開催日：7月19日(出)～8月31日(日)

場所：白浜海水浴場 (高知県東洋町)

問い合わせ：東洋町観光振興協会

☎ 0887-23-9500

◆東洋町納涼祭

開催日：7月26日(出) 時間：17：00～

場所：白浜海水浴場 (高知県東洋町)

問い合わせ：東洋町総務課

☎ 0887-29-3111

◆直筆書簡新発見記念企画展

「石田英吉ふるさとへの手紙」

開催日：7月19日(出)～11月17日(日)

場所：安田まちなみ交流館・和

(高知県安田町)

問い合わせ：安田まちなみ交流館・和

☎ 0887-38-3047

◆フェスティバル魚梁瀬

開催日：7月19日(出)

場所：魚梁瀬丸山公園内(高知県馬路村)

問い合わせ：集落活動センターやなせ

☎ 0887-43-2055

◆開館40周年記念特別展Ⅱ

「生誕100年 吉田左源二」

開催日：7月19日(出)～11月16日(日)

時間：9：00～17：00

場所：安芸市立歴史民俗資料館

(高知県安芸市)

問い合わせ：安芸市立歴史民俗資料館

☎ 0887-34-3706



(一社)みなみ阿波
観光局HP



(一社)高知県東部
観光協議会HP

相生森林美術館だより

◆企画展 和歌山静子 絵本原画展

『ぼくは王さま』と絵本の世界

期間：7月19日(出)～9月15日(月・祝)

休館日：毎週月曜日(祝日の場合は翌日)

入館料：一般(高校生以上)550円、

中学生以下無料

絵本作家・イラストレーターとして活躍し

た和歌山静子さん(1940～2024)は、

童話作家の寺村輝夫氏が文章を書いた

「ぼくは王さま」のシリーズで広く知られ

ています。シンプルながら温かく力強い

描線で描かれたこのシリーズのイラストは

和歌山さんのライフワークの一つでした。

今回の展覧会では「ぼくは王さま」シリー

ズを中心に、日本、韓国、中国の絵本作

家が協力して出版した「平和絵本」シリー

ズから、和歌山さんの平和絵本の原画

などを展示いたします。

和歌山さんの絵

本の世界をどうぞお

楽しみください。



◆和歌山静子絵本原画展 ギャラリートーク

と き：7月19日(出)

13：30～14：30

講師：和歌山大夏氏(和歌山静子さん長男)

会場：展示室

参加費：所定の入館料が必要です

◆親子で楽しむ おはなし会

と き：8月2日(出)、8月9日(出)

8月16日(出)、8月23日(出)

8月30日(出)

時間はいずれも14：00～14：30

参加費：無料 対象：幼児、小学生

協力：おはなしボランティア「お話し玉手箱」

◆講座のお知らせ

古文書講座：7月26日(出)13:30～15:30

◆休館日のお知らせ

展示替えのため7月15日(火)～18日(金)を

臨時休館日とさせていただきます。

◇各講座の申込み・問い合わせ

相生森林美術館 ☎ 0884-62-1117

那賀町山のおもちゃ美術館

◆ミニモルック体験会

開催日：7月12日(出)

時間：①11：00～ ②14：00～

定員：各回3組 参加費：無料

◆手作りおもちゃ「カエルくん」

開催日：7月13日(日)

時間：①11：00～ ②14：00～

定員：各回8名 参加費：200円

◆那賀町のお花でフラワーアレンジメント

開催日：7月19日(出)

時間：①11：00～ ②14：00～

定員：各回6名 参加費：700円

◆おはなし会

～絵本の読み聞かせ、季節の手遊び～

開催日：7月19日(出)

時間：①11：00～ ②14：00～

定員：どなたでも 参加費：無料

◆木あそび「木で貼り絵」

開催日：7月21日(月・祝)

時間：①11：00～ ②14：00～

定員：各回8名

参加費：500円

◆ミニ苔玉づくり

開催日：7月23日(火)

時間：14：00～



定員：8名 参加費：800円～

◆ポッチャ体験会

開催日：7月26日(出)

時間：①13：00～ ②14：00～

定員：各回6名 参加費：無料

◆ネイチャーゲーム「葉っぱ」

開催日：7月27日(日)

時間：①11：00～12：00

②14：00～15：00

定員：20名(3歳以上の親子)

参加費：200円(保険料)

※おもちゃ美術館入館の方に限る

主催：阿波南部シェアリングネイチャーの会

ほんものの葉っぱカル

タとりや、葉の形を写

しとって作品をつく

り、自然に触れて感じ

て楽しもう。

問い合わせ：

那賀町山のおもちゃ美術館

☎ 0884-63-8110



Instagram

海上保安庁職員募集 (採用試験のご案内)

◆海上保安学校学生採用試験 高等学校卒業程度

※一般海上保安官として海上保安業務に
従事します。(一般職)

受付期間：7月11日(金)～7月24日(木)

受信有効

試験日：第一次 9月28日(日)

第二次 10月21日(火)～30日(木)

◆海上保安大学校学生採用試験

※幹部海上保安官として海上保安業務に
従事します。(幹部職)

受付期間：8月21日(木)～9月8日(月)

受信有効

試験日：第一次 10月25日(出)、26日(日)

第二次 12月12日(金)

申込みはインターネットにより行ってください。

問い合わせ：

徳島海上保安部管理課

☎ 0885-33-2246



令和7年度刑務官採用試験

(高等学校卒業程度ですが、大学卒も受

験できます。)

・刑務A及び刑務A(武道)平成8年4月2
日から平成20年4月1日生まれの男子

・刑務B及び刑務B(武道)平成8年4月2
日から平成20年4月1日生まれの女子

・刑務A(社会人)昭和60年4月2日から
平成8年4月1日生まれの男子

・刑務B(社会人)昭和60年4月2日から
平成8年4月1日生まれの女子

申込み受付期間：7月11日(金)9:00～

7月24日(木)【受信有効】

申込方法：インターネットにより行って
ください。

第一次試験日：9月21日(日)

第一次試験合格者発表日：10月15日(火)9:00

詳細は、国家公務員試験採用情報NAVI

(<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>)

又は、法務省(<http://www.moj.go.jp/>)

公式ホームページを参照ください。

問い合わせ：徳島刑務所庶務課人事係

☎088-644-0111(平日8:30～17:00まで)

県立南部テクノスクール訓練生募集

訓練科：IT基礎科(短時間コース)

内容：パソコンの基本操作、ワード・
エクセル・パワーポイントの基礎等

定員：12名(応募状況等により、訓
練の実施を中止することがあります。)

対象：離職・転職をされる方等で、公
共職業安定所長から受講指示等を受ける
ことができ、次のいずれかに該当する方

(詳しくはお問い合わせください。)

①勤務時間が短時間の方や不安定な就労

状態にある方等の在職中の求職者

②その他訓練時間に配慮を必要とする方

訓練期間：9月1日(月)～11月28日(金)

(原則、土・日・祝日は休校)

訓練時間：9:00～12:50(一部9:00～14:35)

訓練場所：四国進学会阿南校

(阿南市富岡町今福寺3番1)

受講料：無料※テキスト代8,690円程

度は自己負担

申込期間：7月3日(木)～8月6日(火)

申込先：居住地を所管する公共職業安定所へ

問い合わせ：公共職業安定所または県
立南部テクノスクール(☎0884-26-

0250)へ



水難事故の防止 ～「水の事故」を防ぐための注意点～

危険な場所に近づかない

- 水温の変化や水流の激しい場所
- 深みのある場所
- 藻が生い茂っている場所
- 魚取りや釣りでは、転落の恐れがある場所 など



天候や体調で状況判断

- 空に黒い雲が見えた ●雷が聞こえた
- 雨が降り始めた ●落ち葉や流木、ゴミが流れてきた などの変化が見られたときは増水の恐れが高く、すぐに避難が必要。
- 体調が優れないときや飲酒した後などは、事故につながる危険性が高くなります。

ライフジャケットを活用

釣りやボート遊びなどをする際は、必ずライフジャケットを着用しましょう。体のサイズに合ったものを選び、正しく着用しましょう。



子どもから目を離さない

幼児はもちろんですが、泳げない児童の水遊びには必ず大人が付き添い、目を離さないようにしましょう。



警察官募集案内

【警察官B】平成元年4月2日(36歳)～平成20年4月1日(18歳)までに生まれた者。ただし、四年制大学等を卒業した者又は令和8年3月31日までに卒業する見込みの者を除く。

●試験案内配布開始日時
7月1日(火)

●受付期間
8月1日(金)～8月26日(火)

●第1次試験日
10月19日(日)

●第2次試験日
11月上旬

●最終合格発表日
11月下旬

警察に偽装した電話番号に注意!

ここ最近、実在する警察署の、本物の電話番号を画面に表示させて電話をかけ、「詐欺に誘導する手口」が急増しています。警察から、あなたが捜査対象となっているなどと電話で伝えることはありません。もしそのような電話があれば、詐欺です。一旦、電話を切って、必ず#9110に電話をしてください。

#9110は、警察の相談ダイヤルです。
あなたを詐欺から守ります。

消防署だより 7月号

熱中症対策できていますか?

去年に引き続き、今年の夏も酷暑になると予想されています。気象庁の季節予報によると、2025年の夏(6月～8月)の気温は、四国では例年に比べ気温が高い確率が60%となっています。こまめな水分補給と食事での栄養補給と十分な睡眠に心掛けてください。体調が優れないと感じたときは、すぐに日陰や屋内の涼しい場所で休憩をし、体の冷却をください。それでも体調が良くならない場合はすぐにお近くの医療機関を受診するか119番通報で救急車を要請してください。



【住宅用火災警報器の設置について】
全ての住宅に設置が義務付けられています。
家族を守る 住宅用火災警報器



海のもしものは

118番



マリネレジャーの安全に関する情報はこちら↑

徳島海上保安部交通課
088513210431

- 海の事故をゼロにしようー
海はプールとは違うー
「夏の水遊びには危険がたくさん!」
- 海水浴場として開設された場所を選び、遊泳エリアからは絶対に出ない!
 - 家を出る前に高波や潮汐、天候をまず確認
 - お子様から絶対に目を離さない
 - ライフジャケットは常時着用! 泳力の過信は絶対厳禁
 - お酒を飲んだら海には入らない!
 - 酔泳(すいえい) 禁止!
 - 離岸流(沖に向かって流れる強い波)に注意! もしも流された場合は岸に向かって平行に泳ぎましょう

熱中症を予防しましょう!!

熱中症とは...

体温調節がうまくいかなくなり、どんどん身体に熱がたまって、重要な臓器が高温にさらされることで発症する障害のことをいいます。重症化すると死に至る可能性もあります。

体が気温に慣れていないこの時期は熱中症になりやすいため、注意が必要です。

熱中症予防のポイント

1. 日頃から熱中症予防を心がけましょう

<p>涼しい服装で</p> <p>無理をせず、徐々に身体を暑さに慣らしていきましょう。</p>	<p>日差しを遮る</p> <p>日陰の利用や日傘・帽子の使用などで、直射日光を避けましょう。</p>	<p>我慢せずにエアコンを利用</p> <p>エアコンが使えない場合は、 ・日光を遮り、風通しをよくしましょう。 ・濡れたタオル等を肌に当て、うちわであおぎましょう。</p>	<p>水分の補給</p> <p>のどが乾く前に、こまめに水分を補給しましょう。</p>	<p>睡眠を十分とり、生活リズムを整えましょう</p> <p>生活リズムを整えましょう。</p>
--	--	--	--	---

*体調が悪い時(例えば、下痢や脱水状態、二日酔いや寝不足の時など)や高齢者・乳幼児は、熱中症になりやすい状態にあるので、上記行動を特に心がけましょう。

2. 熱中症警戒情報(熱中症警戒アラート)を活用しましょう。

特に、「熱中症特別警戒アラート」は、熱中症による命の危機のおそれのある暑さを意味し、積極的に予防行動をとるように法律で定められています。

3. クーリングシェルター(那賀町涼み処)を開設しています。

*詳しくはホームページをご確認ください。

那賀町 クーリングシェルター

検索



クーリングシェルターは、この看板が目印です。

問い合わせ先: 那賀町保健センター 0884-62-3892

那賀川 防災情報コーナー Vol.167

皆さんこんにちは。国土交通省那賀川河川事務所です。『洪水時に役立つ防災情報』についてのお知らせです。

那賀川河川事務所では「洪水時に役立つ防災情報」をわかりやすくひとまとめにしています。これらの防災情報を知っておき、洪水時を意識した普段からの備えや洪水時における防災対応・避難等に活用して下さい。

那賀川河川事務所のX(旧Twitter)からも以下の情報がわかります。

那賀川河川事務所 ホームページトップ

●本コーナーに関するご意見は、下記までメール又はお葉書をお願いします。
長安口ダム管理事務所 〒771-5505 那賀町長安向イ22-1 E-mail:skr-nakaga70@mlit.go.jp

第50回 相まつり カラオケ 出演者募集

伝統の吹き筒煙火・打ち上げ
花火が夜空を彩る、記念すべ
き第50回相まつりで、カ
ラオケによる出演者の募集を
します。出演の申し込みは下
記要領をお願いします。

開催日

令和7年8月9日(土)

募集人数

3名 ※応募者多数の場
合、カラオケAIで決定

募集期間

令和7年7月18日(金)
まで

申し込み

相まつり実行委員会 川原
(TEL:0884-62-0217)
まで



上那賀地区のみなさんへ

8月の大型ゴミの受付は7月末までです!

上那賀地区の大型ゴミ収集は8月ですが、受付は収集月の前月中までです。
※各地区の収集日はゴミ収集カレンダーでご確認ください。

- 受付期日までに役場窓口でシール券をご購入ください。
- ・大型ゴミの品目によってシール券の金額は異なります(詳しくは窓口または環境課へおたずねください)。
 - ・1回の回収で1世帯につき10個まで大型ゴミが出せます。
 - ・直接のお持ち込みについては那賀町クリーンセンター(TEL 0884-64-0754)へご連絡ください。
- 【問い合わせ先】 那賀町役場環境課 TEL 0884-62-1192**



令和7年		5月 木材市況			●売上数量		
		《相生共販所》			1,448㎡ (394,218才)		
樹種	長さ	径級	平均単価	樹種	長さ	径級	平均単価
杉	3m	10~13	7,500円/㎡	松	3m	10~13	7,500円/㎡
		14~16	12,000円/㎡			14~16	18,500円/㎡
		18~22	13,500円/㎡			18~22	18,500円/㎡
	4m	10~13	9,000円/㎡		4m	10~13	9,000円/㎡
		14~16	12,000円/㎡			14~16	18,500円/㎡
		18~32	16,500円/㎡			18~22	18,500円/㎡

7月の行政相談開設日

開催日時	相談所	相談委員
7月17日(木) 10時 ~12時	那賀町地域交流センター	西田 整 委員
7月23日(水) 10時 ~12時	相生老人福祉センター	西本 安廣 委員
7月18日(金) 13時半~15時半	上 那 賀 支 所	岩崎 美可 委員
7月18日(金) 10時 ~12時	木 頭 文 化 会 館	熊森 末子 委員

7月の人権相談

相談は無料で秘密は固く守られます。お気軽に人権擁護委員にご相談ください。

相談日 7月18日(金) 10:00~12:00
相談場所 相生地域交流センター
相談を希望される方は前日までに住民課
(TEL 0884-62-1194) までご連絡ください。



那賀町
ホームページ
に掲載中

地域おこし協力隊 通信

木頭地区担当 三嶋 紗織

草木がぐんぐん育つ季節。春には楮の苗をまた新たに植え付け、その後草刈りやネット張り、オーガーでの穴あけなどの作業をみなさんにご協力いただきながら進めています。少しずつ、太布の材料である楮のことがわかってきてとても面白いです。また引き続き糸績み・糸作りといった基礎作業にも取り組んでいます。太布庵を見学に来られる方々も多く、そんな皆さまと交流を深めながら伝統技術の継承を図っています。



一方で協力隊も最終年となりますので、卒業後を見据えての準備も並行して行なっています。自宅の一角を作業場にすべく、少しずつ設備を揃えて整えたり、起業講座を受講して知識を得たりと日々一つ一つ積み重ねています。今後も地域の皆さまとともに、太布づくりを通じた文化の継承と交流を大切に活動してまいります。引き続きのご支援をよろしくお願いいたします。



民泊受入家庭 大募集!!



子どもたちとの
会話が楽しくて、まるで
孫が増えたみたいなの
気持ちになります!

南阿波
よくばり体験

何気ない日常が
誰かの“特別な思い出”
になることに感動
しました!



民泊家庭になる条件

- ・3人以上の受け入れができること
- ・基本は1泊2日の受け入れ
- ・ペットがいてもOK
- ・食物アレルギー対応ができること
- ・受け入れ前の説明会(民泊)部会への出席
- ・送迎用の車があること
(任意保険加入者)

概要

県内外から訪れる学生に、農作業や釣り、料理作りなど、普段している田舎の生活を体験していただくことで、教育旅行のプログラムとして十分成立します。受け入れ家庭には体験料をお支払いします。

タイムスケジュール(例)

- 13:30 入村式・対面式
- 14:00 民泊体験開始
- 19:00 夕食(共同調理)
- 22:00 就寝
- 7:00 朝食(共同調理)
- 8:00 離村式

簡単にできる“体験民泊”是非チャレンジしてみてください!

お問い合わせ先: みなみ阿波観光局 教育旅行推進室 (海部郡牟岐町中村本村14)
TEL 0884-72-2622 E-mail: yokubari@minamiawa.info

音止まる丑三つ時の施設内
終のすみかでの夢見る
竹花藤江

宮前の夫の号笛通学のバス
誘導におはようの声
吉田文恵

大谷の嬉しきニュース続きたり
笑顔になれる人の多かり
西浦和代

知り人の少なくなりしふるさとを
飛行機雲が音なく過ぎる
亀島梨花女

つひに来ぬ理髪店無き集落の
時代は江戸や明治に非ず
大沢善和

短歌(流域)

閑校の夜の校庭鹿集う
溝口まさき

平凡な日々枯れ木にみかん刺して昼
平田ふみ子

銀杏を一つほしがる茶碗蒸し
大石スミ子

川柳(あいおい川柳会)



橋本町長出前授業



那賀町の未来を担う子どもたちに地域の魅力を伝えるため、橋本町長が鷺敷小学校を訪問し、3年生と6年生を対象に「地域活性化」をテーマとした出前授業を行いました。この取り組みは、子どもたちに郷土愛や創造性、探究心を育んでもらうことを目的とし、6月9日に初めて実施しました。

授業では、町長から町の概要や実施している施策の紹介があり、子どもたちはそれを真剣に聞いていました。また、子どもたちからも町長に対して活発な提案や質問が行われ、町の未来について熱い意見交換が交わされました。

子どもたちの純粋な想いを大切に、今後も地域活性化に向けた取り組みを積極的に続けて参ります。



わじき夏まつり

小雨
決行

日時 7月26日(土) 18:00～(花火大会20:30～)

場所 豊饒の杜総合運動公園グラウンド

※会場周辺にて交通規制がありますのでご注意ください。

アーティスト「井ノ上陽水(いのうえあきみ)」のライブのほか、那賀町職員バンドが夏祭りを盛り上げてくれます。

「キッズダンス」、「子どもお菓子なげ」に、「阿波踊り」、「わじき音頭」、「わじき小唄」と盛りだくさんの内容です。



問い合わせ先 わじき夏まつり実行委員会 TEL0884-62-2159(那賀町商工会鷺敷事務所内)

那賀町ホームページ <https://www.town.tokushima-naka.lg.jp/>

那賀町ホームページには
携帯サイトもあります！

携帯電話でも那賀町のお知らせや行事・連絡先や道路災害情報など
主な情報を見ることができますので、ぜひご利用ください。

